「京田辺市暴力団排除条例」

の概要

≪施行:平成26年4月1日≫

条例制定の必要性

近年、暴力団は、組織の実態を隠ぺいするなど潜在化・不透明化し、資金獲得活動においても経済社会の変化に対応して巧妙な資金獲得活動を行っており、京都府下においても、公共工事や事業活動に伴う利権争いに起因する対立抗争が懸念されています。

本市においては、「京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例」により市営住宅からの暴力団員を排除する規定を設け、また、入札や発注工事等から暴力団等を排除するために「京田辺市建設工事暴力団等排除対策措置要綱」を制定するなど、これまでから暴力団排除に向けた取組みを進めてまいりました。

このような情勢の中、平成23年4月1日に京都府暴力団排除条例が施行されました。京都府の条例は、京都府の公の施設や公共工事などの事務事業からの排除が規定されていますが、京田辺市の事務事業には適用が困難です。

このため、京都府(京都府警察)との連携のもと、よりしっかりとした根拠を持って暴力団を排除していくためには、基本理念や本市及び市民、事業者の責務、また、京都府条例の適用対象外である京田辺市の公の施設の使用・貸出しの不承認、公共工事などの事務事業からの暴力団の排除等について定めた条例を制定する必要があります。

さらに、その実効性を高めるため、京都府(京都府田辺警察署)と連携に関する協定を締結するなど、連携を図りながら進めていくことが大事だと考えております。

条例の主な内容

目的(第1条)

京田辺市における暴力団排除に関して基本理念を定め、京田辺市及び京田辺市民等(市民及び事業者)の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策等を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員等による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

基本理念(第3条)

暴力団排除は、国、京都府、京田辺市及び京田辺市民等が相互に連携・協力して、

- 暴力団を恐れないこと
- 暴力団に対して資金を提供しないこと
- 暴力団を利用しないこと

を基本として、社会全体で推進していきます。

市の責務(第4条)

京田辺市は、国、京都府、財団法人京都府暴力追放運動推進センター、その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体や市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進します。

市民等の責務(第5条)

- (1) 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めてください。
- (2) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めてください。

市の施策

(第6条) 市の事務事業における措置

市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することにならないよう、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(※1)について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じます。

※1 「暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、

第18条(京都府田辺警察署長への意見の聴取)において、暴力団の威力を利用する者や暴力団員と頻繁にゴルフ・飲食など遊興をしている者など、警察の判断として「暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」に該当する者をいいます。

(第7条) 市民等に対する支援

市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、京都府と共同して、市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行います。

(第8条) 広報及び啓発

市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め、暴力団排除の気運が醸成されるよう、京都府と共同して、必要な広報及び啓発を行います。

(第9条) 市が設置した公の施設の使用の不許可等

市が設置した公の施設(※2)が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができます。

※2「公の施設」とは、

市が所有する行政財産のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための目的で設置されている施設をいい、直営、又は指定管理者により管理されている施設をいいます。

公共工事等からの暴力団排除

(第10条) 利益付与処分に関する措置

市長等は、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に対し、 許可その他の何らかの利益を付与する処分(暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営 に資するおそれがあるものに限る。以下「利益付与処分」という。)をしません。また、 利益付与処分を受けた者が暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有する者に該当することが判明したときは、当該利益付与処分を取り消します。

※1「市長等」とは、市長、公営企業管理者及び地方自治法第180条の5の規定による委員会のことをいいます。

(第11条) 本市の財産の貸付け等の禁止

市長等は、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に対し、 行政財産を貸し付け、又はこれに私権の設定、行政財産の使用の許可、普通財産を貸し 付け・交換し・売り払い・譲与し・出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設 定、

及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、又は譲与しません。

ただし、災害による応急救助の用に供するときその他の市長等がやむを得ないと認める ときは、この限りではありません。

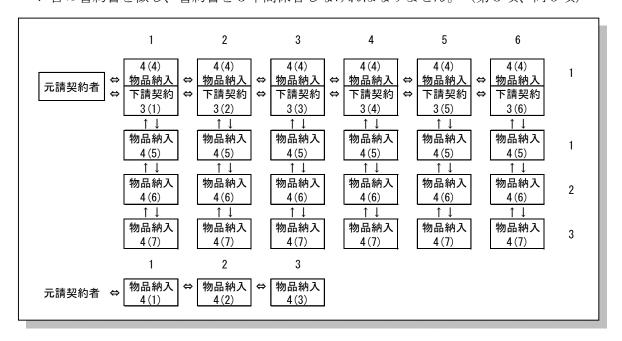
(第12条) 公共工事からの暴力団排除

市は、暴力団員等との間で請負契約の締結はしません。(第1項)

市と請負契約を締結した者(元請契約者)は、当該請負契約に係る「下請契約」又は 資材その他の物品の納入や役務の提供を受ける「物品納入等契約」を暴力団員等との間 で締結してはいけません。(第2項)

図のとおり、「下請契約者」と「物品納入等契約者等」には、それぞれ市の請負契約に係る下請契約や物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはいけません。(第3項、同4項)

市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、150万円以上の契約については、その相手方から、役員若しくは使用人等のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴し、誓約書を5年間保管しなければなりません。(第5項、同6項)



禁止事項、契約時の措置

(第13条) 暴力団威力利用行為の禁止

暴力団の威力を利用(※4)してはいけません。

※4「暴力団の威力を利用」とは、

自己に有利なように暴力団の威力を活かすことである。例えば、暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている事業者のために近隣住民に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」に当たるが、その住民が「これは近隣のトラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること(トラブルを抱えている事業者がそのように近隣住民に認識させること)が「暴力団の威力の利用」であります。また、事業者自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとすることも「暴力団の威力の利用」に当たります。

(第14条) 利益供与の禁止

市民等は暴力団員等に対する暴力団活動の助長、暴力団運営に資することとなる金品 その他財産上の利益の供与を行ってはいけません。

(第15条) 契約時における措置

市民等は契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めてください。

- 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。
- 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告すること

なく、当該契約を解除することができること。

● 取引の相手方、その取引を媒介する者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めてください。

青少年に対する教育等のための措置(第16条)

市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する 小学校及び中学校をいう。)において、児童生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて 行われるよう適切な措置を講じます。

また、青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置をとるよう努めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行います。

報告及び資料の提出(第17条)

市は、本条例の規定の施行に必要な限度において、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。

京都府田辺警察署長への意見聴取(第18条)

市長等は、本条例の規定に基づき暴力団排除の措置を講じようとするときは、京都府田辺警察署長に対し、当該措置の相手方が暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるかどうか等について、意見を聴くことができます。

市長等は警察から暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する旨の意見を受け、併せて市の事業からの排除要請を受けた場合に排除措置を講じます。

適用上の注意(第20条)

市は、本条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとします。

罰 則(第21条)

- (1) 公共工事の契約の締結の際、誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- (2) 市の求めによる報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした元請契約者等は、20万円以下の罰金に処せられます。
- (3) 公共工事に係る契約の締結時における誓約書の提出義務又は当該誓約書の5年間の保管義務に違反した元請契約者等は、5万円以下の過料に処せられます。

両罰規定(第22条)

法人の代表者又法人等の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をしたときは、行 為者を罰するほか、その法人等に対しても、同じく罰金刑が科せられます。

附則

条例は、平成26年4月1日から施行します。